平成２６年（フ）第６２１号
堺市西区草部109番地　ハッピーライフ302号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目27番７―410号
債務者　荒川　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
香川県三豊市高瀬町上高瀬177番地１
債務者　青木美枝子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２０９号
相模原市南区大野台６丁目５番１―202号
債務者　岩清水直行
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７６号
岐阜県中津川市苗木4547番地の123　狩宿団地１号棟２号
債務者　佐藤　達成
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７７号
岐阜県中津川市苗木4547番地の123　狩宿団地１号棟２号
債務者　佐藤　美帆
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７９号
岐阜県中津川市瀬戸1244番地の14　オータム苗木Ｃ棟204号室、従前の住所岐阜県中津川市苗木3235番地の３　ギャラクシー101号室
債務者　中野　良太
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８１号
岐阜県多治見市喜多町３丁目41番地
債務者　高木　憲仁
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８６号
岐阜県多治見市太平町１丁目49番地の１　ハピーオーグメント１Ａ
債務者　武藤　信子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７５号
静岡県富士市横割３丁目３番13号、前住所静岡市葵区七間町17番地の14　静岡七間町エンブルコート304号
債務者　望月　路子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県加西市野田町59番地の１
債務者　西田　美香（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２１７号
奈良県生駒市萩の台４丁目７番６号
債務者　井上　明美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２４号
奈良市南紀寺町５丁目31番地の１　サウスヴィラ201号
債務者　有本友理香
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７６号
香川県高松市牟礼町牟礼3480番地
債務者　林　　友紀（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３８号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目10番１―609号　県営市街地住宅
債務者　翁長恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４７７号
千葉市中央区白旗１丁目４番６棟304号
債務者　深澤　純平
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６０１号
千葉県船橋市松が丘３丁目43番12号
債務者　田中賢太郎
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６８号
千葉県市原市西広１丁目４番地７　アビタシオンカトル102号
債務者　須山　昭夫
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係